

# 第35回帯広市農業委員会議事録

平成31年4月26日、第35回帯広市農業委員会を帯広市役所10階第6会議室に招集した。

1. 開催時間 午後1時30分(開会)～午後3時20分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
議案 第1号	農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
第2号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第3号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第4号	農地の転用許可申請に対する決定について
第5号	農地の転用に伴う事業計画の変更申請に対する承認について
第6号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第7号	農用地利用集積計画の案の決定について

4. 署名委員 4 番 山崎 博之 委員  
5 番 石川 俊浩 委員

# 出欠調書

## <農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歓垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	出席
8	廣瀬 文彦	欠席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 25 名  
欠席委員 1 名

## <事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	出席
農地係係長	森田 公樹	欠席
農地係主任	森 慎太郎	欠席
農地係主任	水野 晴基	出席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地係主任補	堀田 泰蔵	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

<p>事務局 議長</p>	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまより、第35回帯広市農業委員会を開会いたします。</p> <p>議事に先立ち、4月1日付け人事異動についての報告がございます。</p> <p>事務局より願います。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>(事務局職員の人事異動等に関する報告)</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>農政部長 議長</p>	<p>次に、農政部職員の異動について、池守農政部長からご紹介をお願いいたします。</p> <p>(新任管理職員の紹介)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは早速、平成31年度農林水産業費予算概要および昨年10月に米沢市長へ提出をいたしました、「平成31年度帯広市農業振興予算に関する要望」の対応状況についての説明をいただきたいと思います。</p> <p>初めに、農政部関連のご説明をいただきます。</p> <p>池守部長、よろしく願いいたします。</p>
<p>農政部長 議長</p>	<p>(平成31年度農政部関連予算および要望への対応についての説明)</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>次に、農業委員会関連について、事務局より説明願います。</p> <p>(平成31年度農業委員会関連予算について説明)</p>
<p>(委員) 議長</p>	<p>以上、平成31年度農林水産業費予算の概要、および要望への対応状況について説明をいただきましたが、委員の皆さんからご質問等はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>特に無いようですので、以上で終了とさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>なお、農政部の皆様におかれましては、ここでご退席となります。</p> <p>本日は大変お忙しいところ、誠にありがとうございました。</p> <p><b>【農政部 退席】</b></p>

議 長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。</p> <p>次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p>
事 務 局 長	<p>報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は 25 名です。</p> <p>議席番号 8 番 廣瀬文彦委員からは、欠席の申し出を受けております。</p> <p>本日の議事につきましては、報告が 3 件、議案が 7 件、その他が 3 件でございます。</p> <p>(配布資料の確認)</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員には、4 番 山崎委員、5 番 石川委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。</p>
事務局(逢坂課長)	<p>それでは、報告案件に入ります。</p> <p>報告第 1 号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。</p> <p>農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。</p> <p>(報告第 1 号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>特に無いようですので、報告第 1 号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第 2 号「現況証明書発行等に関する専決処分について」です。</p> <p>まず、3 月分の調査結果について、石崎調査委員長より報告をお願いします。</p>
石崎調査委員長	<p>3 月 26 日の調査ですが、報告第 2 号現況証明の附番 88 から 91 の 4 件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>さらに、農地法第 5 条の一時転用に係る復元完了についてですが、附番 7 の 1 件について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを確認いたしました。</p> <p>以上で、3 月分の報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、4 月分の調査結果について、丸谷調査委員長よりお願いいたします。</p>

丸谷調査委員長	4月10日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番1の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
議 長	<p>以上で、4月分の報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第3号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(逢坂課長)	<p>帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。</p> <p>(報告第3号、附番9のあっせん委員指名の専決処分およびあっせんによる売買の成立1件について朗読・説明)</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p>
議 長	<p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(水野主任)	<p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番1の合意解約について朗読・説明)</p> <p>以上附番1につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約の成立状況についてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>

事務局(水野主任)	農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番1～8の相対による賃借権の設定3件、国有地売払による 所有権の移転1件、関与法人への使用貸借権の設定1件、経営移譲に伴う使用貸借 権の設定1件、売買(あっせん)による所有権の移転1件、売買(相対)による 所有権の移転1件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上附番1から8までの8件につきましては、農地法第3条第2項の各号に 規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議長	それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、 附番8については合歓垣委員が関係していますので、ここで一時退席して いただきます。
議長	<b>【合歓垣委員退席】</b> それでは、地区担当委員の意見を伺います。 附番8について、石井委員よりお願いします。
石井委員	意見を申し上げます。借り主は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請 農地の隣接地で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じる ような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題は ないと考えます。
議長	ありがとうございました。 それでは、附番8について、審議に入ります。 ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについて ご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 <b>【合歓垣委員着席】</b>
議長	引き続き、他の案件について地区担当委員の意見を伺います。附番1および附番5 の2件について、山崎委員よりお願いいたします。
山崎委員	まず、附番1について意見を申し上げます。借り主は幕別町の認定農業者ですが、 申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じる ような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題は ないと考えます。続いて、附番5について意見を申し上げます。借り主は、地域で 営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。 これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部 利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番2について、合歓垣委員よりお願いします。</p>
合 歓 垣 委 員	<p>意見を申し上げます。申請農地は旧河川敷地であり、受け人が長年に渡り使用している農地です。そのため、今後も受け人において有効に利用されるものと思われ、これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番7について、高田委員よりお願いします。</p>
高 田 委 員	<p>意見を申し上げます。借り主となる法人は新規で設立されましたが、その中心となる者は地域で営農を行う者です。当該農地は、法人を立ち上げた貸し主が自作していた農地であり、周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておらず、全部利用要件や地域調和要件については問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく附番7について、高橋委員よりお願いします。</p>
高 橋 委 員	<p>意見を申し上げます。借り主の状況については高田委員からありましたとおりです。当該農地も、法人を立ち上げた貸し主が自作していた農地であり、周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておらず、全部利用要件や地域調和要件については問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは附番8を除く7件の審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第3号、「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」附番2の農家住宅整備計画1件、「2. 農用地利用計画」附番1から3の農業用施設用地への用途変更2件、その他(後継者住宅)への用途変更1件、「3. 農地転用計画」附番1から3の農機具格納庫建設、後継者住宅および玉葱貯蔵庫施設用地の建設のための農地転用3件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それでは附番1からご説明いたします。申請者は畑作農家です。現在、格納庫</p>

に収まらないトラクター、農機具等を外で保管している状態で、腐食による農機具の劣化が懸念されるため、農機具格納庫の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

次に附番2です。申請者は畑作農家で親と同居をしていますが、既設の住宅が築38年を経過し老朽化した状況にあるため、今回、住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

次に附番3です。申請者は平成29年8月30日第15回農業委員会総会にて、建設資材搬入車両・工事従事者車両の駐車場及び建設資材置場の確保のため、一時的に申請地を転用する許可を受けています。現在、一時転用地と隣接する玉葱貯蔵庫のコンテナ置場や作業員の駐車場、大型貨物自動車の待機場所など、施設用地の確保が急がれることから、玉葱貯蔵庫と隣接する一時転用地について、施設用地として一体的に使用することとしたものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議 長

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

「2. 農用地利用計画」附番1及び「3. 農地転用計画」附番1について石井委員よりお願いいたします。

石 井 委 員

それでは意見を申し上げます。申請者は畑作農家です。現在、格納庫に収まらないトラクター、農機具等を外で保管している状態で、腐食による農機具の劣化が懸念されるため、農機具格納庫の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議 長

ありがとうございました。次に「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」附番2、「2. 農用地利用計画」附番2及び「3. 農地転用計画」附番2について、石川委員よりお願いいたします。

石 川 委 員

それでは意見を申し上げます。申請者は畑作農家で親と同居をしていますが、既設の住宅が築38年を経過し、老朽化した状況にあるため、今回、住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議 長

ありがとうございました。次に「2. 農用地利用計画」附番3及び「3. 農地転用計画」附番3について 吉田利彦委員よりお願いいたします。

吉田利彦委員　それでは意見を申し上げます。申請者は平成29年8月30日第15回農業委員会総会にて許可された建設資材搬入車両・工事従事者車両の駐車場及び建設資材置場の確保のため、一時的に申請地を転用する許可を受けています。現在、一時転用地と隣接する玉葱貯蔵庫のコンテナ置場や作業員の駐車場、大型貨物自動車の待機場所など、施設用地の確保が急がれることから、玉葱貯蔵庫と隣接する一時転用地について、施設用地として一体的に使用することとしたものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議長　ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委員)　(なし)

議長　ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更について異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に、議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)　農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第4号、附番1の農機具格納庫建設のための農地転用1件、附番2の後継者住宅建設のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

それではご説明いたします。附番1、2につきましては、議案第3号農業就業育成・確保施設整備計画附番2、農用地利用計画附番1、2、農地転用計画附番1、2でご説明した内容のとおりですので、詳細は省略させていただきます。

なお、転用許可基準につきましては、農地法第4条の各号の要件に合致していることを確認しております。説明は以上です

議長　それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番1について、石井委員よりお願いいたします。

石井委員　それでは意見を申し上げます。議案第3号で説明したとおり、申請地を農機具格納庫に転用することはやむを得ないものと考えます。

議長　ありがとうございました。次に附番2について、石川委員よりお願いいたします。

石川委員　それでは意見を申し上げます。議案第3号で説明したとおり、申請地を後継者住宅に転用することはやむを得ないものと考えます。

議長　ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員)　(なし)

議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第5号「農地の転用に伴う事業計画の変更申請に対する承認について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農地法第4条の農地転用許可後における事業計画の変更申請に対する承認の可否について決定を求めます。</p> <p>(議案第5号、附番1の玉葱貯蔵庫施設用地の建設のための調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>それではご説明いたします。こちらは議案第3号でご説明した内容のとおりですので詳細は省略させていただきます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番1について、吉田利彦委員よりお願いいたします。</p>
吉田利彦委員	<p>本件は、議案第3号で申し上げましたとおり、申請地を玉葱貯蔵庫施設用地に転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり承認することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり承認することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第6号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第6号、附番1の砂利採取のための農地転用に係る使用貸借権の設定1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それではご説明いたします。当該地は河川敷地に隣接しており、表土が浅く、また砂利層もあるため農耕に支障をきたしています。砂利を採取し、採取跡地に土を搬入し埋め戻し整地することにより優良農地として使用出来るようにするものであることから、一時転用することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは議案第6号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番1について、高田委員、お願いいたします。</p>

高田委員	<p>それでは意見を申し上げます。当該地は河川敷地に隣接しており、表土が浅く、また砂利層もあるため農耕に支障をきたしています。砂利を採取し、採取跡地に土を搬入し埋め戻し整地することにより優良農地として使用出来るようにするものですので、一時転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第7号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第7号、一般分 附番1から6の使用貸借権の設定3件、賃貸借権の設定3件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
事務局(木原専門員)	<p>(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転 附番1から4の売渡4件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
議長	<p>これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
中村(健一)委員	<p>はい。</p>
議長	<p>24番、中村委員。</p>
中村(健一)委員	<p>13ページの附番5で表記されている数字と、事務局が説明した数字が違ったんだけれども、どちらが正しいのか。</p>
議長	<p>事務局の言い間違いですので、正しくは表記されている数字となります。</p> <p>他に、質問等ありませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>続いて「その他」に入ります。</p> <p>「帯広市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針(案)」について、事務局より説明願います。</p>

事務局(逢坂課長)	(「帯広市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針(案)」についての説明)
議長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご質問等が無いようですので、原案のとおりといたします。 次に「農業委員会活動平成30年度点検評価及び平成31年度活動計画(案)」 について、事務局より説明願います。
事務局(逢坂課長)	(「農業委員会活動平成30年度点検評価及び平成31年度活動計画(案)」についての説明)
議長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご質問等が無いようですので、このように了承願います。 次に「農用地利用集積計画(利用権の設定等)の手続き」について 事務局より説明願います。
事務局(水野主任)	(「農用地利用集積計画(利用権の設定等)の手続き」についての説明)
議長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご質問等が無いようですので、これで終わります。  予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませ んでしょうか。
森委員	いいですか。
議長	9番、森委員。
森委員	今回の議案書の中に平成34年とか、農業委員募集要綱の中にも平成31年7月 15日からという表記がありますが、言いたいことは分かるんですけど、役所の 文書としては元号の表記を「令和」とすべきなのではないかと思いますが、いかが でしょうか。
事務局(水野主任)	ただ今のご意見についてご説明させていただきます。役所の方向性といたしまして、 4月中に発出する文書につきましては全て平成の表記をするものとさせていただいて おりまして、実は次の事務連絡の方でもご説明をさせていただこうと思っていた ところでございますが、5月以降、例えば5月総会の議案書など、5月1日以降に 発出する文書につきましては「令和」の表記を使っていくというルールを基で やらせていただくところになっております。それで今ご意見もあつたように、もう 元号も発表されたんだから変えるべきなのではないかという意見は重々分かるところ ではあるんですけど、いつの段階で役所で「令和」というものを使っていくのかと いうルールとしては、5月1日という境をもって文書の整理をすることとなっている

ため、このような表記となっているものがございます。

来月の総会議案からは、契約期間令和元年5月何日からという表記になってまいりますし、農地台帳につきましても、例えば今では4月1日から平成40年何月何日となっているようなものも、これからシステム改修をいたしまして、平成40年であれば令和10年というような表現になっていくところがございます。

森 委 員  
事務局(水野主任)

ホームページや募集要綱は5月1日になったら令和に変えるということですか。  
4月に発出した、この度の募集要綱などについては4月中に役所から出ているところがございますので、それについては平成のままということになってまいりまして、5月1日以降に文書を作って出すものから「令和」という表記になるところがございます。

議 長  
森 委 員  
事務局(河本局長)

よろしいでしょうか。納得はいかないようなところかも知れないんですけども、それは一般企業もそのようにやっているということですか。  
一般企業の対応は把握しておりませんが、市役所では農業委員会に限らず、他の部署も元号についてどの時点で変えていくのかということについて、どの時点で変えるのが分かり易いかというのは、それぞれの部署によって考え方も違うことになりまして、それぞれがバラバラに元号を使うと混乱が生じることになりまして、市役所の中では統一をして5月1日以降の文書については「令和」の元号を使っていくということにさせていただいているものです。

皆さんにとっては違和感があるかとは思いますが、統一した対応ということでご理解をいただければと思います。

森 委 員  
議 長

分かりました。  
他に何か無いでしょうか。  
特に無いようですので、以上で「その他」を終了いたします。

事務局(逢坂課長)  
(水野主任)

次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。

(連絡事項の説明)

議 長  
( 委 員 )  
議 長

ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。  
(なし)  
以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

事 務 局 長

ご起立願います。お疲れさまでした。